

令和 2 年 6 月の市民の声（全 3 通のうち 3 通）

◇水道料や市町村税の PayPay での支払いについて

【ご意見・ご提案など】

湯沢町や十日町市などは水道料や市町村税を PayPay で払えるようですが、南魚沼市はいつからできるようになりますか？

（令和 2 年 6 月 10 日）

【お返事】

ご意見をいただきました PayPay 等の電子決済アプリを使用した市税等の支払いにつきましては、システムの導入費用や改修期間が必要となるため、現在導入は未定となっております。

南魚沼市では、コンビニエンスストアでの納付が可能です。納付書の利用期限内であれば 24 時間納付することができます。また、口座振替の手続きをしていただくと、支払い忘れがなくなります。

今後、全国的な普及状況や利用状況を精査し、導入に向けて検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（担当：水道課・税務課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇税金の免除等について

【ご意見・ご提案など】

新型コロナウイルスの影響で給料も下がり、生活が厳しいのですが、税金の免除や税金の補助はないのでしょうか？個人的に少し調べてみたところ、猶予しか見つかりませんでした。最終的に払うことになる、生活が結局厳しいままです。市として何か配慮はないのでしょうか。

(令和2年6月18日)

【お返事】

新型コロナウイルスの影響により、収入が減少したことによる市税の減免については、国民健康保険税で一定の要件に該当すれば減免の対象になります。今年度国民健康保険税が課税になった世帯には、減免に関する詳細を記載した書類を納税通知に同封して発送しました。市ウェブサイトにも掲載していますのでご確認ください。

その他の市税については、新型コロナウイルスの影響で収入が減少したことによる減免は行っていません。納期限までの納付が難しい場合は、徴収猶予の制度をご活用ください。納期限から1年間納付が猶予され、その期間の延滞金が免除になります。また、分割納付の相談も受け付けていますので、ご相談ください。

なお、収入が皆無になったため生活が著しく困難になった場合は、新型コロナウイルスの影響に関係なく、減免の規定がありますのでご相談ください。

今後も市税の納付にご理解とご協力をお願いします。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇ふるさと納税の消雪整備への活用について

【ご意見・ご提案など】

ふるさと納税寄付金の活用の中で、「安全・快適でうるおいのある生活ができるまちづくりコース」とあるのですが、市民が困っている道の消雪整備に活用していただけないか。

(令和2年6月19日)

【お返事】

ふるさと納税は毎年決まった収入を見込める財源ではないため、経常的な経費ではなく、臨時的な経費や初期費用が大きく、なかなか手がつけられなかった投資的な事業に充てることを原則としています。

現在、どこの路線でこういった問題が生じているのか、また、おっしゃられている消雪整備がこういったものを想定しているのかなど、まずはご連絡やご相談をいただければと思います。道路消雪に関するご相談は、建設課維持管理班（電話 773-6674）で取りまとめを行っていますのでご連絡ください。

(担当：財政課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658